大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十五卷　第五號

昭和七年十一月一日發行

論叢

多收手段としての酒税……法學博士　神戸正雄

笠間藩の民政……經濟學博士　本庄榮治郎

安定期經濟學と變革期經濟學……經濟學博士　石川興二

ロングフィールドの價値論と分配論……經濟學博士　堀經夫

研究

我國の市町村義務費に就いて……經濟學士　小山田小七

金爲替準備への再吟味……經濟學士　松岡孝兒

證券資本主義時代に於ける資本の構造……經濟學士　石田興平

カルテル法への要望……經濟學士　磯部喜一

說苑

貨幣の價値に就いて……文學博士　高田保馬

人口動態並行法則を論ず……經濟學士　三谷道麿

爲替相場の變動に就て……法學士　正井敬次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

第三十五卷　六一四　第五號　一八

笠間藩の民政

本庄榮治郎

一、緒言

牧野家が常陸笠間藩主に封せられたのは延享四年のことであつて、貞通公のときである。公は享保二十年寺社奉行となり、また大岡忠相等と共に評定所定書を編纂し、京都所司代を勤めた。その子貞長公も寺社奉行・大阪城代・京都所司代等を勤め、天明四年老中職となつて勝手掛を命ぜられ、財務の任に膺つたといふ。その次代が貞喜公であつて、茲に笠間藩の民政として論ぜんとする所のものは實に公の施政についてである。

貞喜公は寶暦八年八月六日江戸日比谷の邸に生れ、幼名を幸之助といひ、寛政四年三月封を襲いだ。祖父及父君共に幕府の要職にありしため、藩政を見ること少く、且つ費途夥しく、殊に天明三四年の飢饉、六七年及寛政二年の山崩風水害、日比谷邸の炎上等のために、民力は疲弊し、耕作を怠り、他郷に出づるもの少からず、間引の風行はれ、租税收入は減少し、藩財政は窮乏の極に達し、屢々節約の令を布き、藩士の祿を減じ、幕府より金幣を借り、僅かに其急を救ふ狀態

であつた。かかる際に封を襲いだ貞喜公は、江戸在府のときは奏者番の職を奉したが、敢て他の榮職に就くを欲せず、專心藩治を圖り鋭意民政に力めた。

公の庶政改革として知られてゐる事柄は大體次の如くである。

一、訴訟箱を日比谷邸及笠間政廳前に設置し、衆庶をして忌憚なく其意見を上申せしめ、毎月二七の日公親ら之を開きしこと。

二、平素綿服を着し、食膳の費を減じ、家中及庶民に對し勤儉節約風俗の矯正を圖りしこと。

三、時習館を設立して文學を奬勵し、講武館を建てて士風を振作せしこと。

四、殖産興業・農村救濟・人口政策等利生安民のために盡し、財政の改革に力めたること。

文化九年九月公は自ら急務の條目として、百姓の撫育、士風の矯正、人才の養成、俸祿の復舊、負債の償却、城郭の修理、凶荒の豫備、軍備の整頓、永世の法度の九ヶ條を示した。ここに所謂永世の法度とは、祖先以來の諸制度にして一藩の憲章たるべきものを編纂することであつて、文化十四年公自らその跋語を記し名けて定書と稱した。是れより前文化六年にも庶政改革の令を發してゐるが、右の急務九ヶ條は最も重要なるものであつた。享和年間の手日記によれば、右條々につき諸臣と議せしこと明かであるから、成文として發表されたのは文化九年であるが、夙に右條々のことに意を用ゐられてゐたものである。右九ヶ條は政廳を開くの日は老臣を始め諸臣列座して之を誦し、然る後事務を執るを例とし、元治慶應の頃に至るまでその風を存したといふ。

公は文化十四年奏者番を辭し、封を次子貞幹に讓り（長子は早世す）隱退して春山と號し、文政三年笠間に居を移し、同五年十月病を得て逝く、享年六十五、江戸深川要津禪寺の先塋の次に葬り、謚して寛信院廣道義穩大居士と云ふ。

二、農村の疲弊

德川時代の後半に於て我國一般に農村の疲弊甚しかりしことは普く認められてゐることであるが、笠間藩に於てもその例に洩れず、殊に天明兩度の飢饉のためその疲弊甚しく、間引の風は益盛んとなり或は農民他鄕に離散するに至り、各村潰前（又は潰式）及手餘田（不耕地）を生じて田畝荒廢し、農民窮迫の狀は其後に至るも甚しきものがあつた。今文化七年の租額を以て六十二年前なる寛延二年に較ぶるときは三萬石を減じ、人口は文化九年より溯て六十二年前の寛延元年に比するに約一萬人を減じ（茨城眞壁二郡を算す）漸次減少甚しく毎年百五十人乃至二百人を減ずるの狀勢であつた。

農村疲弊の事例は種々あるであらうが、左の茨城郡西新田村及同郡鍬田村よりの歎願の如きはその一例を示すものといひ得るであらう。

即ち西新田村は傳馬繼立の途に當り、一ヶ月馬二十四五頭、人夫四十人餘を使役せられる。その村高は二百五十石で戸數十八であるが、その內五戸は逃亡及死亡、六戸は出奉公又は病者であつて、使役する能はず、殘る戸數は村役人の三戸と、小前の四戸のみである。これでは宿驛繼立

人馬の用に應ずるに足らず、文化三年米五十五俵を十ヶ年賦で領主より借用し、人馬雇入れの費用に充てたが、今は之を繼續する能はず、仍て更に借用と隣村の助郷とを請ふに至つた。

次に鍬田村は村高三百十五石餘であるが、その内潰高百五十四石餘あり、戸數は十八の内十五戸は廢滅し、殘り三戸の内二戸は村役人であつて久しく困弊を極めてゐる。手餘田多きため種子を添へ他方人に耕作せしめてゐる。若し借家人を居住せしめば自然入百姓の態をなし、利益あるべきも、貸すべき家がない。仍て梁間四間の堀建小屋數戸を造ることとしたい。願くば一戸に付金一兩を貸與せられんことを乞ふと。

更に文化十三年正月及二月の富岡・山口・來栖三村より御救米幷に貸下げを乞ふ書類を一覽せば、農村疲弊の狀態を知ると共に、また藩がその救濟として御救米等の方法を取り居たりしことを知り得るであらう。その一例として來栖村の願書を左に引用しやう。

『一來栖村之儀潰前分上組中組下組と分れ、組切辨納仕候處、上組潰前田畑多く難立行旨相聞候付、御代官城戸杢左衛門勘農方松本宇平太來栖村に出張、上中下組之者に及理解、三組辨納之分一村惣割合に取極、右に付左之通願書差出す。

乍恐以書付奉願候

當村之儀段々困窮相募候付追々奉願御救筋も被成下、村中一統難有仕合奉存候得共、今以建直し兼奉恐入候。然る處村方之儀は先規より仕來にて潰前有之候得者、其者之持高者勿論高役幷畑方入不足等迄一組限にて引受相償來候。左候得者他組之迷惑は無之候得共潰前多き組々は次第に困窮相募、反潰に罷成申候。先規よりの仕來とは乍申、一組亡所に相成候はゝ是非一村にて相償何事も可相勤儀者勿論之事に候。左候得者他組の者は眼前の利益に拘往々難儀に可相成事に不基付之道理にて、是迄の仕來にて差置候はゝ當時假成に相續いたし候組々も、後々は反々可及困窮に一村一體と申所を能々勘辨仕、當年より

相改潰前高懸上納物幷畑方入不足等其外何事も一村惣割に可仕、然共中組下組者是迄より餘計に辨納差出し、差當り迷惑にも可存哉に付、潰前辨納足合として右兩組に御救米等も可被下置哉之趣委細御理解被仰聞候。村中一統之者共難有御尤に奉承知候。依之御時節柄奉恐入候御儀に御座候得共以御憐愍中組下組爲御救御米五十俵被下置候樣仕度奉願上候。此段御聞濟被成下候はゝ右御米を以乍恐礎と仕、集米等差加利廻に仕置年々辨納之足合に仕、一村上下一和仕、往々村中無故障可仕莫大之御慈悲と村役人小前一統難有仕合奉存候　以上

文化十三丙子年二月

來栖村

北組小前惣代
折戸組同断
中組同断
下組同断名印
百姓代
組頭
名主

御代官樣

『右の歎願に對し代官は次の附紙をなし、願は聞屆けらるることとなつた。

『來栖村上組之儀追々潰者多出來取扱差支何出候筋も御座候付、此節村方に罷出得と相糺理解申聞候處、村役人幷惣小前之者得道仕、本書之通願出申候。御時節柄奉恐入候儀御座候得共、打捨置候ては連々竈人別相減、困窮彌增可申儀に付左之通可被仰付候

一米五拾俵　潰前高懸り幷畑方入不足等辨納足り合中組下組（被下

ロけ

二十五俵　當子年被下

二十五俵　來丑年被下

右之通被仰付候樣仕度奉伺候以上

二　月　　城戸李左衛門

郡　奉　行

右之段奉伺候

御附紙

可爲伺之通候　　』

而して右の歎願書のうち注意すべきことは、當時租稅の負擔は個人に非ずして村であり、從つて村内の潰田についても村民中より之を耕作して租稅を分擔し皆納すべき仕組になつて居たことである。このことについては後に再び說くであらう。

三、風俗矯正及勸農策

公の封を襲くや領民に對して屢諭文を發し、節約以て衆を率る風俗の矯正に力めた。今文化十二年の諭文を見るに先づ孝悌を說き、各自和樂の途を敎へ、また天明の飢饉を顧みて質素儉約を說いたばかりではなく、農本商末の思想も示されてゐる。卽ち曰く、

『百姓之內、農業を等閑に致し諸細工等を覺へ、是を常々業と致候者も近頃有之候。尤一圓に差止候には無之候得とも、全體農民・細工人・商人是を三民と申、其內農民を本とする事古よりの道にて候。然れ共細工人商人は工夫をめぐらし、心中を勞し候迄にて候。農民の風雨寒暑をいとはず田地に入、泥土にまみれ、たがえし、くさきり候よりは、身樂の事にて、兎角細工人商人の所業を致し候者多相成、後々は自然其所衰微の端に候間、向後幼年之者へ大工諸細工等仕込候事も差略可有之、一々窺可申候。何分農事を專一と可心得事。』

或は婚嫁喪祭の場合にも質素を旨とし、群集宴飲を禁じ音信贈答の禮を簡ならしむべきを說き、衣服については

『男女子供に至迄、衣服下着とも木綿に限、櫛笄の類麁末の品相用居宅食物等迄心得可有之事

但、着服青梅并女帶綿純子綿紗綾等見濟之事

右の一條時々心得違之者も有之、廻り方見當次第其品取上候前に申さとし候通、厚き御主意に心附候はゝ、右樣の心得違も無之筈の處、矢張其日暮の心より我知らす驕りも起、被仰出に相そむく事に候。向後決而心得違無之樣家内の者へも厚く可申含候。廻り方彌念を入相改候樣申達候事。

下ケ紙

一はきものかわを并うら附は無用たるべし。ばらをの下駄せつたは苦しからす候事。

一日からかさ小兒介抱のため、白はりほゞ張不苦、其餘無用の事。

但町在醫師ははりませ日傘不苦候事。

一御家中寺社召使の衣服は本書の通の事。

右者追々被仰出候儀爲見合爰に出す。

一、夏衣服上品の縮越後ちゞみ等のかたひらは、木綿服に似合さる事に付、下品の麻に限可申候。且めんしゆす、めんにしき等の品は兼て見濟可申箇條の内にも無之、且紛敷品にて制方差支候間相用申間敷候。商人よりも右御法度の品御領分もの〳〵賣渡し申間敷候。萬一相そむき候はゝ双方御咎可申付候事。』

更に神社佛閣に詣つることも『貧窮之者錢をついやし、ひまをつひやし、彌難立行相成るも有之候。神は非禮をうけずと申候得者、金をかり農業をおこたり、さんけい致し候共、かへりて神慮にかのふましく候。其家一年の食足りて後は、强てとどめず身上を相糺止め可申候』といひ、また博奕を禁じ、『此度惣百姓村切約束を致し、一村の難儀に相成候間賭事決て致間敷と固く申

合、村々鎮守へ成共誓をかけ、約定證文名主方へ取置可申、尤廻り方へ申付、向後彌嚴敷及穿鑿候事』と諭してゐる。

右の諭文中には間引矯正のことも說かれてゐるが、笠間藩における人口政策としては、敎諭の外、出生扶持を給し多兒褒賞の法を設け、他方には入百姓とて北陸の民を移住せしめ、また分家の取立、聟嫁取を容易ならしむること等を實行したが、その詳細については別に之を論じたから本稿には之を省くこととする。*

更に農業を勸むることは勿論行はれた處であるが、公は特に勸農方を設け、常に農家の間を往來して播種耕耘を勸め、山林の伐採、苗木の殖繼より、作間稼ぎ（副業）と稱する紙漉、漆搔、松煙焚、炭燒等の業に至るまで之を奬勵し、また田地には杭木を建てて一見所有者の誰なると其勤惰とを知らしむるやうにし、精農者を旌表したといふ。以下その二、三のものについて說明しやう。

先づ第一に述ぶべきは荒蕪地の開拓（荒起し）である。開拓者には五ヶ年間課稅を免除し、種々の補助法を設け、又は人夫使傭の料金を給與し、又地相の山林に適するものには、地目を變換して苗木を移植せしむることとした。文化七年の代官の報告によれば、茨城郡封內（山內山外合せて八十三ヶ村領地目錄には七十八ヶ村）における手餘田は次の如くであつた。

『一田段別二百町歩餘　山內山外手餘田

* 拙稿、笠間藩の人口政策、經濟史研究第三七號

此取米千五百俵餘　　平均段三斗

内別　　八十町　　年々手餘凡積

六十町　　去暮出奉公人凡百人積

六十町　　逃亡等凡百人積』

荒畑を檢するに次の如くである。

『一見分帳寄　　山内の分

畑段別百八十四町一畝二十八歩

此取永百八十九貫六百十六文九分

一同　上　　山外の分

畑段別百拾七町二段九畝九歩

此取永百七十七貫八拾四文二分　　』

右の表によれば出奉公逃亡等によつて多くの手餘田の生してゐることが明かである。而して、右の開拓方法によつて數年の後田方荒起し及畑方永立歸（租金の復することをいふ）を見たものが少くない。次の數字は果して何年後の數字なるや明かでないが、參考のため之を掲ぐ。

『田高百三十一石八斗五升　荒起　　山内の分

此段別拾四町五段六畝二十四歩

永九貫七拾文六分　辻御用捨引の内立歸　同

田高七百參拾石六斗四升　荒起　　山外の分

此段別七拾二町壹段一畝七歩

永六貫四百六十七文三分　辻前に同し　同

右之寄

田高八百六十二石四斗九升

此段別八十六町六段八畝壹歩

永拾五貫五百三十七文九分　　』

次には植林のことを擧げなければならぬ。封内には山野多きため公は夙に林業に着目せられたが、磐城の人朝日直次郎の説を用ゐて植林の法を設け、内帑二百金を投じて苗園を作らしめ、松檜杉栗等を城山の一部より連絡せる山谷（添山と稱す）及各村に散在する官林其他林相適當の地に栽培せしめた。當時、之を仕法山といひ、山林方、山刈、山守等をして之を管理せしめた。又各村に屬するものについては苗木を下附して、官に於て監督するものと村民の經營に一任するものとがあつたが、此等は伐木の期に至つて利益を收むるに就て差違があつた。

次に漆樹の養成も農家の副業として奬勵せられたものであるが、之は菅城助なる者の建言に基く所であつて、飛驒能代の漆器が淡黄色にして、木質鮮明なるを模倣して、膳・盆・行厨・行燈等の日用品を製造せしめられた。斯業は必ずしも他國に比して盛大となりし程ではなかつたが、採漆者毎人漆百五十目に當る租金を納むるに至つたといふことは公の奬勵による所である。

公はまた、椎茸の培養を奬勵された。これは家士進藤半右衛門の上書に明らかである。次の丑（文化十四年か）七月の書類は風説流言に介意せず、益作茸の奬勵を乞へるものであらう。

『一、先達而申上候御領分御林椎茸山仕入之儀、雨天勝にて村方難儀仕候付色々悪説御座候得共、全末々のもの共道理の辨も

無御座口々に仕候儀と打捨置、廻り方等差出申候付惡說も薄可有御座候處、兎角雨繁にて自然と嘘說に應候樣相成、近頃は濱方杯にて區々沙汰仕候は、椎茸作の頭取は全體切支丹宗にて則術を以雨を呼ふ故、當年打續天氣不宜抔申し候由、全嘘說の儀には御座候得共、銅山御林にて候椎茸仕候者棚倉御領白米村甚兵衛と申者身元并棚倉にて椎茸山仕入の儀、棚倉表に郡奉行中より問合申候處返書の趣何そ怪敷儀も無御座、尤向方にても今以作茸有之候由に御座候得は御領内其外共故障の儀も無御座事と奉存候。此上如何樣の沙汰仕候共、作茸被仰付候樣奉存候得共、何の辨も無之、愚昧の者共申事に者御座候へ共、上の御名も出申候事故申上候　以上

丑七月四日

』

終りに耕馬の頒附について一言しやう。貞喜公は騎乘を好まれたが、分領陸奥國田村郡の十數村に對し奬勵金を下附して牧馬を營ましめ、良馬を得ることに力められたが、同時に耕馬として毎年陸奥國領地神谷より馬匹を買入れ、茨城眞壁の農民へ頒附せらるるを常とした。文化七年以後年々の農家飼養數を見るに次の如く、五ヶ年間に三百七十頭を增加してゐる。

	文化七	文化八	文化九	文化一〇	文化一一	文化一二
茨城郡	九〇〇	九一七	一〇〇八	一一三四	一一七七	一二一八
眞壁郡	四四九	四六四	四九七	五〇五	四九九	五〇一
計	一三四九	一三八一	一五〇五	一六三九	一六七六	一七一九

猶、笠間にては三月と六月とに馬市が開かれ、又毎月六回市日を設けたが、これは庶民の便宜と土地の繁昌とを策したものであつた。

四、納租猶豫及地方貸下金

民力疲弊し田畝荒廢するも、各村には一定の石高があり、其租稅は村民各自が分擔して辨納せ

なければならぬ。蓋當時は前述の如く個人が納稅するのではなく、村が納稅の單位であつたからである。然しながら、これがため民力は益困窮に陷る一方であつて、辨納のこと亦容易に行はれず、租稅の減收となることは避け難き所であつた。茲に於て公は文化七年より十一年に至る五ヶ年間、從來村民が各自分賦負擔しつつあつた租稅辨納を猶豫し、其困窮を救はんとした。世に之を辨納猶豫又は辨納用捨といふ。而して茨城郡封内七十八ヶ村の内水戸、橋本、大岡、稻、平澤の五村のみは荒蕪辨納のことなかりしも、其他の七十三ヶ村は何れも辨納を猶豫されたものであり、而も他日永久免除となつたものも少くなかつたといふことであるから、この辨納猶豫及免除が、藩の收入に多大の影響を與へたことは勿論である。されば藩政府は最も悲壯なる決意の下に之れが實行を斷じたものといはなければならぬ。

次に地方貸下金は種子・夫食・農具料・馬匹購入料・質地請戻代金其他の吉凶費用につき貸下金をなし、民の困苦を救濟した。これは大抵三ヶ年無利息にて貸下げられたもので、秋の收穫の際返納する約であるが、それが實行せられず、多くは五ヶ年延期又は幾年賦となり、遂には免除用捨せらるるものもあつたといふ。この方法は後年に至るまで繼續せられたものであるが、その項目は大體次の如くである。

一大高持人給願　一作夫食拜借　一馬代金拜借
一分地取立拜借　一聟嫁取拜借　一困窮御救
一家作及農具代　一出奉公差留引返

五、制商策

笠間藩には秋穫後納税を了る迄は賣穀を禁ずるの制度があつたが、納税期に際し税金を得るために（番成上納と稱して金錢の納税である）穀物を商人に鬻くときは著しき損失を蒙つたのである。卽ち、米、麥、大豆小豆等は時の相場より二斗低價に買ひ取られ、且代金一兩は六貫八百文替の相場であつても六貫六百文に替へられ、且錢を以て渡されるから、更に之を金に換ふるときは四百文の損失を蒙らなければならぬ。

この損失を救ふために一の通穀會所を建て、官より資金を備へ置き、高濱（霞ケ浦沿岸江戸積出の津所）相場一石二斗（一兩）のときは、一駄の賃錢五百文其他を加算して一石三斗七升に買收し、綿大小豆の類も之に準じて買取り、農民をして低價に投賣せしむるの弊を避けしめ、また一時穀類を預りて低利に資金の貸出しをなすことも行はれた。これは從來農民にして番成上納金を得難きときは、穀類を質入し、三割の利子を拂ふ者があつたから、かかる低利融通の路を開いたものである。會所はまた高濱及中の湊（水戸那珂港）より干鰯、鹽類を多量に買入れて低廉に農民に賣渡した。卽ち中の湊にて干鰯、兩に八俵、一俵の代金二朱、駄賃百二十四文、一駄四俵を載せて笠間迄運ばせ、一俵につき二十四文の手數料を加算して、一俵二朱と錢百四十八文で賣渡したのであるが、商人の賣價よりは一俵に付五六百文も低廉であつたといふ。

この通穀會所の方法は下吏松本某の献策による所であると稱せられるが、右の如き方法によつて、商人に利益を壟斷せらるるを避け、農民のために圖つたものである。現今の購買信用組合類似の方法として注意すべきものであらう。

六、凶荒の豫備

徳川時代に於ては飢饉は屢起り、殊に享保・天明・天保の三大飢饉は非常なる影響を與へた。この飢饉に備ふるために幕府も亦諸侯に對して圍穀を令したが、各藩各地に於ても貯穀の行はれたことは一般に知られてゐる事柄である。*

笠間藩に於ても同樣であつた。豐年には地方金を以て買入貯穀をなし、以て穀價の低落を防ぐの一助にも供し、或は農民一口に毎年籾五合を蓄へしむる等のことがあつたが、後、圍稗の法を定め、村々をして高百石に付稗七斗七升つつ十五ヶ年間蓄へしめた。之は封内一般に令したものであるが、茨城郡各村の貯稗額は一ヶ年間、山内、二百五十四俵四斗三升、山外百九十俵二斗四升一合で、十五ヶ年間の總額は六千六百七十六俵四斗六升二合である。かくて公の晩年には穀倉を增築する有樣であつた。これがために天保の飢饉には大に其恩惠に浴したといふことである。天保以後は後嗣其法を繼いで更に圍稗十五ヶ年を命じ、廢藩の時には、この貯穀は縣廳に引き繼がれたといふ。

* 拙稿、天災と對策、第二章參照

七、財政改革

享保四年貞通公が延岡の封を襲くや、六年七月の風水害を始めとし、寛保元年に至る二十年間に領内の損毛を幕府に上申すること前後十一回、延岡城郭の破損二回に及び、市街の火災、江戸邸の火災兩度あり、且享保十二年寺社奉行の職につき、寛延二年京都所司代在職中卒去に至る十五年間、內外の費途實に夥しく、幕府の貸下金を請うこと數次に及んだ。次代貞長公も明和六年寺社奉行となり、寛政二年老中を辭するまで、二十年間の久しきに亘つて幕府の要職にありしため、負債一層增加し、江戸、大阪の負債額は三十三萬餘に上つたといふ。されば享保以後藩士の祿を減ずること行はれ、之を借米と稱した。尤祿の高下により遞減したのであるが、寛政年間に至つては借米は更に增加したといふ。

貞喜公はこの後を享けて封を襲き拮据經營に力め、節約を以て之に臨んだが、文化六年六月家中に對し次の如き改革の親書を發した。

『勝手向累年甚難澁之處、去年以來誠に必至と差支に及候付、再應取調申付候上、淩來候是迄之主法打捨、全收納を以て暮方相立候主法に改正申付候。何も年來困窮の上は手當筋を社司及沙汰處中々以不行屆、令心痛候。此度暮建帳之通、彌被行候時は後年に至取直の場合にも相成候。此儀は自分を始願はしく存せぬ者は有之間敷候。右に付ては此度の主法省略筋等厚く相心得其筋之主意に背不申候樣可致候。則帳面暮し方委細之儀打顯し一統に爲見候之間不洩熟覽可致候。右之次第に付誠に無餘儀暫の間、分合增借米の儀申付候。何も難儀たるへく所はいか計か令深察候得共、當家浮沈此時に候得者能々相心得、面々にも子孫の後榮を存じ、此上如何樣にも艱難取續き當家に對し相勸候樣致度存候。我等爲にのみ申付候事にあらず候、

此段篤と承知致候樣直に申含候也』

即ち入るを量りて出づるを制するの法により、收支の計算を立てたる一の根本帳簿（建帳）を作りて之を實行することとし、之を家中へ示し、餘儀なき次第につき當分の間增借米を行つたものである。

此改革實施後は新債を起さず、負債の償却に力めし結果、文化九年急務の條目を發せし頃には寛政初年に比して負債は其半を減ずるに至つたといふ。公が勤儉節約を以て衆を率ゐたことは既に述べた所であるが、一身の費を割きて積金の法を設け、負債返還期にはその返償の一部に加へしめたといふことである。而して家臣の俸祿は當初五年の後、復舊すべき者であつたが、その期たる文化十年に至り未だ初志を實行する能はざる事情ありしため、一時下附金を爲し、更に五年の後を期したが、後、病を得て致仕するに至りても之を果す能はず、常に遺憾としたが、後嗣者、後年に至り戻米の名稱にて徐々復舊するの緒に就いたといふ。

八、結　　言

以上笠間藩、特に牧野貞喜公の民政について略述したが、民力疲弊せる當時に於て、その政策が果して幾何の效果を齎したるかは以上の叙述のみを以てしては猶明かならざる處があり、また他藩の行へる所と必ずしも大差なきものもあるが、辨納猶豫・通穀會所の如きは特に注意すべき

方法であると考へらるるのみならず、幕府の榮職に就くことを肯ぜず、窮乏せる財政の下に在つて、身を以て農村更生のために盡した其至誠と熱意とは共に之を特筆せなければならぬ。農村救濟の囂しく叫ばるる今日、公の事蹟について他山の石たるべきもの必ずしも存せずとはいひ得ないであらう。

因に本稿は主として太田武和著「牧野貞喜」一名寛信君事蹟と、稿本「牧野家史」第十二卷貞喜君御事蹟によつて編述したものである。猶「民政史稿」制治民政篇下卷三八〇頁以下にも牧野貞喜の難局整理と題し、其一斑が記されてゐる。

（附言）史料の蒐集に關し東京牧野子爵家、牧野正臣、柴謙太郎、安東縣太田淑子、笠間町太田賴久、塙瑞比古、龜井不二雄諸氏、茨城縣廳、茨城縣立圖書館、茨城縣師範學校、縣立笠間農學校、笠間町役場、笠間尋常高等小學校、稻田村西念寺等の好意を深謝す。